

新篠津村小地域ネットワーク活動推進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新篠津村に登録している自治会（以下「自治会」という。）内に住む子どもから高齢者に至る幅広い世代間において、特に地域の一人暮らし・閉じこもりがちな高齢者や、高齢者を介護する家族・障害者等の要援護者とのふれあいと交流を深め、地域連帯と助け合いの心を養い、もって誰もが健やかに安心して生活ができる地域社会づくりと福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会より委嘱を受けた福祉委員を配置している自治会とする。

(助成金対象事業)

第3条 この要綱で交付する助成金の対象とする事業並びに活動は、次に掲げるものとする。ただし、2項目以上の事業又は活動を実施しなければならない。

(1) 啓発活動

(ア) 福祉懇談会の開催（自治会内による懇談会を開き、住民福祉への理

解を深めるとともに、地域の一人暮らしの高齢者・高齢者を介護する家族・障害者等の要援護者を自治会としてどう見守っていくかなどの話し合い)

- (イ) 福祉だよりの発行（福祉に関する情報・行事の案内・お手伝いの募集など適時な情報を継続して伝え、住民福祉への理解や意識を高める活動）

(2) 交流活動

- (ア) 一人暮らしの高齢者や障害者等との会食会・茶話会・交流会の開催
(孤独になりがちな一人暮らしの高齢者・障害者等とのふれあいを深めたり、仲間づくりを進めるための会食会、或いは茶話会等を実施し、暖かい人間関係をつくる活動)

- (イ) お年寄りと子どもの集い開催（お年寄りが長年培ってきた豊富な知恵と知識を活かした、子どもとの交流を通して、お年寄りの生きがいづくりと子どもに福祉の心を育む活動）

- (ウ) ふれあいサロンの開催（自治会の集会所等を利用して、みんなが気軽に集まれるふれあいサロンを作り、なかなか外に出歩かないお年寄りや地域の方々との仲間づくりの場として定期的に開催し、地域住民の参加により高齢者等の生活を支え合う活動）

(3) 在宅福祉サービス活動

- (ア) 友だち訪問活動の実施（地域の中で孤立しがちな一人暮らしの高齢者・高齢者を介護する家族・障害者宅を近所の住民が定期的に訪問し交流を深めるとともに、日常生活上の相談・買物や家族の手伝い・安否確認等を行い日常生活を支える活動）
 - (イ) 食事サービス活動（自治会単位で定期的会食会を開いたり、弁当の配達をしたりして、食事をつくるのが困難な高齢者等のために行う活動）
 - (ウ) 除排雪活動の実施（自治会の若い人たちを中心とした除雪班等の結成により、高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者・障害者等を対象とした除雪活動）
- (4) ネットワークづくり
- (ア) 緊急時の連絡網づくり（地域の一人暮らしの高齢者・障害者等の緊急時に対応するため、近隣の人等がすぐ駆け付けたり、保健師やホームヘルパー・民生委員等に連絡したりする連絡網づくり）
 - (イ) 自治会助け合いチームづくり（地域の一人暮らしの高齢者・障害者等が安心して生活していくため、自治会の役員・福祉委員・民生委員・近隣の人等がメンバーとなり、緊急時に対応できる助け合いの組織づくり）

(助成金交付金額の基準)

第4条 助成金の交付金額の基準は、次に定めるものとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 自治会の戸数が25戸未満 | 20,000円 |
| (2) 自治会の戸数が25戸以上45戸未満 | 30,000円 |
| (3) 自治会の戸数が45戸以上 | 40,000円 |

2 助成金の交付回数は、次に定めるものとする。

- (1) 年度内1回とする。
- (2) 平成10年度から起算して、最高5回を限度とする。

ただし、6回以降の助成金の交付額は、第4条第1項に規定する額の2分の1の額とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする自治会は、様式第1号により6月末

日までに、申請しなければならない。

(助成金交付決定・方法)

第6条 助成金の交付申請書を審査した結果、適当と認めた場合、7月末日

までに自治会が指定する預金口座へ振り込むものとする。

(事業実績報告書の提出)

第7条 事業が完了したときは、事業完了1ヶ月以内に様式第2号により、

事業実績報告書を提出しなければならない。〔必ず事業内容の写真を添

付しなければならない。〕

(助成金の取消又は返還)

第8条 自治会が、次の各号一に該当するときは、助成金の決定の全部又は

一部を取消し、当該取消しにかかる部分に関し、既に交付した助成金

の返還を命ずることがある。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。